

川内原子力発電所に関する安全協定の運用に関する覚書

鹿児島県（以下「甲」という。）、薩摩川内市（以下「乙」という。）及び九州電力株式会社（以下「丙」という。）は、川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関する安全協定書（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり覚書を交換する。

（関係法令等）

第1条 協定書第1条第1項に定める「関係法令等」とは、関係法令並びに原子力発電所の安全性に関する国の指針及び法令の規定に基づき丙が定めた原子炉施設保安規定とする。

（国が定めた指針）

第2条 協定書第2条に定める「国が定めた指針」とは、発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（平成13年 3月29日原子力安全委員会）とする。

（公害の防止及び自然環境の保全）

第3条 丙は、協定書第4条の公害の防止及び自然環境の保全を図るため、次の各号に掲げる事項を遵守する。

(1) 大気汚染防止対策に関する事項

ア 補助ボイラーに使用する燃料に係る硫黄含有率を可能な限り低くする。

イ 補助ボイラーから排出される窒素酸化物の排出濃度は150ppm以下、ばいじんの排出濃度は42.2mg/Nm³以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策に関する事項

- ア 復水器冷却水量は，1号機，2号機合計で $128\text{m}^3/\text{秒}$ 以下とする。
- イ 取水口における取水温度と放水口における放水温度との温度差は，日間平均 7°C 以下とする。
- ウ 復水器冷却水については，放水口において残留塩素が検出されないよう管理する。
- エ 非放射性的排水については，排水処理施設で処理することとし，排水口における水質は，次の表のとおりとする。

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
化学的酸素要求量 (COD)	15mg/l
浮遊物質 (SS)	20mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油)	2mg/l

(3) 騒音及び振動防止対策に関する事項

- ア 発電所関係設備から発生する騒音及び振動については，防音防振対策を講じ，騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく規制基準を遵守する。
 - イ ボイラー安全弁試験等やむを得ず高音を発するときは，事前に関係機関及び周辺住民への周知を図る。
- 2 丙は，次の表に掲げる測定を行い，その結果を甲及び乙に連絡する。

測定事項		測定時期	連絡時期
大 気 関 係	ア 補助ボイラーに使用する燃料中の 硫黄含有率	受け入れ時	その都度
	イ 補助ボイラーから排出される 窒素酸化物の排出濃度	運 転 時	その都度
	ウ 補助ボイラーから排出される ばいじんの排出濃度	運 転 時	その都度
水 質 関 係	ア 取水口及び放水口での水温	連 続	四 半 期
	イ 放水口における残留塩素	毎 日	四 半 期
	ウ 排水口におけるpH	毎週1回以上	四 半 期
	エ 排水口におけるCOD	毎週1回以上	四 半 期
	オ 排水口におけるSS	毎月1回以上	四 半 期
	カ 排水口における ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱物油)	毎月1回以上	四 半 期

(測定の立会い)

第4条 協定書第5条第3項に定める丙が行う測定に立ち会う者は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

(事前協議等)

第5条 協定書第6条第1項に定める「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第3条第1項第2号に規定する施設をいう。

2 協定書第6条第1項に定める「増設又は変更しようとするとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合
- (2) 復水器の冷却に係る取放水の位置、方式又は流量を変更しようとする場合

(平常時における連絡)

第6条 協定書第7条に定める平常時における連絡は、次の表のとおりとする。なお、連絡様式は別に定める。

連絡事項	連絡事項細目	連絡時期
発電所の 運転状況	ア 発電実績	毎月
	イ 核燃料物質の消費状況	毎月
	ウ 核燃料物質の受入状況	その都度
	エ 核燃料物質の払出状況	その都度
	オ 核燃料物質の管理状況	7月及び1月
	カ 放射線管理の状況	5月及び11月
	キ 放射性廃棄物の管理状況	毎月
	ク 原子炉本体の入口及び出口における冷却水の温度、圧力及び流量	四半期
	ケ 定期検査(核燃料の取替を含む。)及び自主停止検査の実施計画並びにその結果	その都度
	コ 原子炉施設の軽微な補修状況	その都度
	サ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第4項に規定する届出	その都度
環境放射線の測定結果	ア モニタリング・ポスト, モニタリング・ステーション	毎月
	イ モニタリング・ポイント	四半期
	ウ サーベイ・ポイント	四半期
	エ 環境試料	四半期
温排水の調査結果		四半期
発電所職員に対する教育訓練		年1回

(異常時における連絡)

第7条 協定書第8条の異常時の連絡は、同条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 協定書第8条第1号に定める「そのおそれがあるとき」とは、丙が原子炉の運転の停止について検討を開始したときをいう。
- (2) 協定書第8条第5号に定める「おそれがあるとき」とは、線量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して放射線障害を受けたおそれがあると医師が判断し、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条に規定する診察又は処置を行ったときをいう。
- (3) 協定書第8条第10号に定める「事故」には放射性物質による汚染が車内にとどまるもの及び単なる自動車事故も含むものとする。
- (4) 協定書第8条第11号の規定に係る連絡事項は、第1条に定める関係法令等に基づき、丙が国に報告する事項とする。

(立入調査)

第8条 協定書第9条第1項に定める立入調査を行う者は、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職の職員とする。

2 協定書第9条第2項の「甲又は乙の指定する者」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第3条第3項第1号に掲げる者
- (2) 地方公務員法第3条第3項第2号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる者のうち、甲又は乙が指定する者

- 3 協定書第9条第3項に定める通知は、甲又は乙が特に必要とするときは、口頭により行うことができる。この場合において、立入調査を行う者及び立入調査に同行する者は、甲又は乙が別に発行する証明書を携帯し、丙に対し、当該証明書を提示するものとする。

(連絡の方法等)

第9条 協定書第11条第1項第2号で定める連絡方法は、異常発生時に電話等で通報し、1週間以内に文書で行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は、協定書第11条第2項に定める連絡責任者を定める際には、連絡の円滑及び確実を期するため、連絡責任者のほか、その代行者を定める。

(損害の範囲)

第10条 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して住民に損害を与えた場合」とは、住民の健康被害のほか、農林水産物等の財産被害及び生産物の価格低下、その他営業上の損害等も含むものとする。ただし、当事者間でその因果関係と被害について疑義が生じた場合は、丙は、甲及び乙と協議して公正な第三者機関に調査を依頼するなど誠意をもって対処する。

- 2 協定書第16条に定める「発電所の保守運営に起因して」とは、発電所の保守運営に関して協定書第12条に規定する委託業者が行う業務に起因して発電所周辺地域の住民に損害を与えた場合も含むものとする。

(協 議)

第11条 この覚書に定める事項について新たに必要な事項が生じたとき、又は変更しようとするとき、若しくは解釈に疑義を生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自1通を保有する。

昭和57年6月12日
(平成2年10月16日一部改正)
(平成10年3月30日一部改正)
(平成11年3月30日一部改正)
(平成13年7月25日一部改正)
(平成25年7月8日一部改正)
(令和元年10月25日一部改正)

甲 鹿児島県 鹿児島県知事

乙 薩摩川内市 薩摩川内市長

丙 九州電力株式会社 代表取締役社長執行役員